

人権だより

市川市立第三中学校
令和8年2月24日発行
(第10号)

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

障害のある人と人権について

私たちの暮らしている日本において、何らかの障害を抱えている人は10人に1人(約9.3%)います。誰もが生活の中で関わる可能性があり、事故などによって後天的に障害を抱えることも考えられます。そんななか、障害を抱えた人が職場や学校において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○障害を抱えた方に関するマークの一例



・障害者のための国際シンボルマーク
障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。





・盲人のための国際シンボルマーク
世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。



・ヘルプマーク
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

しょうがい りかい 障害について理解する

障害のある人といっても、その障害は様々ではありません。人の多様性に対応できていない社会は、障害のある人の自立と社会参加を阻む様々な障壁を作り出しています。どのような障壁があるのか考える上で、まずはそれぞれの障害について知ることが大切です。

<p>○視覚障害 全く見えない場合や見えにくい場合があり、見えにくさにも様々あります。</p>  <p>・視力障害 視覚的な情報を全く得られない、またはほとんど得られない人と、補助具などを利用することで視力を活用できる人に分けられる。</p>	 <p>・視野障害 目を動かさずに見ることのできる範囲が狭くなる。</p>
<p>○光覚障害 光を感じその強さを区別する機能が調節できなくなる</p>	<p>○色覚障害 識別しにくい色があること。例として、赤と緑、青と紫など、色の組み合わせが区別しにくいなど</p>
<p>○聴覚障害 全く聞こえない場合や、聞こえにくい場合があります。補聴器や人工内耳を装着するほか、コミュニケーションの手段としては、手話や筆談などがありますが、どの手段が適しているかは人によって異なります。</p>	
<p>○肢体不自由 上肢(腕や手指、肘関節など)の障害、下肢(股関節、膝関節など)の障害、体幹障害(座位、立位などの姿勢の保持が難しいこと)、脳病変による運動機能障害(脳性まひ)などがあります。車椅子や杖などを使用する場合があります。</p>	
<p>○内部障害 心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝機能、HIVによる免疫機能のいずれかの障害で、外見から分かりにくいという特徴があります。</p>	
<p>○発達障害 脳神経の働き方の違いにより現れるもので、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症(ADHD)、学習症(学習障害)などが含まれます。同じ人にいくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため、同じ障害がある人同士でも全く似ていないように見えることがあります。個人差がとても大きいという点が発達障害の特徴といえます。</p>	